

カラスネット購入費補助金のご案内

1 補助対象となるカラスネット

カラスネット購入費の補助は、以下の(1)と(2)の2点の両方を満たすものです。

- (1) ごみステーションに集積されたごみ類をカラスや犬猫等による被害から防止できる構造及び材質のカラスネット

[例] ・エコマーク商品(ペットボトル再生品)
・エコマーク商品以外の市販品・・・様々な種類があります
(黄色いネット、網目が4mm角で小さい、外周にオモリ付き)

- (2) 同一年度内において、ごみステーション1か所につき、カラスネット1枚を補助

[例] ごみステーションAとBとCの3か所を管理している単位自治会の場合、同一年度内に申請できるのは、ごみステーションA・B・Cでそれぞれ1枚ずつ、最大3枚までです。さらに必要な場合は、翌年度、最大3枚まで申請することが可能です。

2 補助金額

カラスネット1枚につき購入費の2分の1の額(100円未満の端数は切捨て)で、14,000円を上限

[例] ごみステーションAとBとCの3か所を管理している単位自治会の場合、ごみステーションA・B・Cでそれぞれ1枚ずつ、合計3枚申請した場合、補助金の上限は42,000円です。

3 手続き

購入

- ①エコマーク商品(ペットボトル再生品)

○(株)永池 佐賀市高木瀬町大字東高木 262 番地 1 0952-31-1151
○(有)綱佐ロープ店 佐賀市神野東3丁目7番18号 0952-30-4545
○(株)ヨシモト 佐賀市鍋島町大字森田162番地6 0952-30-6471
※エコマーク商品の詳細は、「カラスネット購入数量申出書」でご確認ください。

- ②エコマーク商品以外の市販品・・・一般的なホームセンターなどで取り扱われております。

書類の提出

以下の書類を領収書の日付が属する年度内に提出してください。

①(様式1)カラスネット購入費補助金交付申請書兼実績報告書

[添付書類]

- ・領収書(製品の名称、金額、申請者の宛名、購入日、販売店名の記載があるもの)
- ・カラスネットを設置したごみステーションの位置図

②(様式2)カラスネット購入費補助金交付請求書

[添付書類]

- ・振込先通帳のコピー(金融機関名、支店名、普通・当座の種別、口座番号、名義人)
※同一年度内に2回目の申請をされる場合は、通帳のコピーは省略可能です。

領収書の日付が属する年度内とは…

【例1】領収書の日付が令和7年3月28日の場合、令和7年3月31日まで

【例2】領収書の日付が令和7年4月1日の場合、令和8年3月31日まで

市からの通知

要件を満たす場合は「佐賀市カラスネット購入費補助金交付決定通知書兼確定通知書」を通知

指定口座へ振込み

4 提出先

環境保全課 クリーン業務係 TEL 0952-30-2436

〒849-0917 佐賀市高木瀬町大字長瀬2563番地1 (旧清掃センターの2階)

5 提出書類チェックリスト

チェック	
<input type="checkbox"/>	(様式1)カラスネット購入費補助金交付申請書兼実績報告書
<input type="checkbox"/>	領収書
<input type="checkbox"/>	位置図
<input type="checkbox"/>	(様式2)カラスネット購入費補助金交付請求書
<input type="checkbox"/>	振込先通帳のコピー